

家計急変世帯のための給付金 Q&A

① 昨年もあった「奨学のための給付金」とは別の制度でしょうか？

⇒ 対象者が異なります。家計急変以外の従来の給付金は別途対象者に申請書を配布します。

② 自主退職は家計急変になりますか？

⇒ 自主退職の場合でも、会社の都合上、様々な状況が考えられるため、確認のうえ、家計急変と判断されることもあります。

③ 新型コロナウイルス感染症にかかる解雇でなければ対象となりませんか？

⇒ この制度は、コロナによる解雇に限定していません。離職の場合、事由が自己都合か会社都合か、あるいはコロナ関連か否かについては問いません。

④ 本給付金受給後、年度内に収入が回復した場合の返還義務はありますか？

⇒ その後の世帯状況の変化、生徒の休学、退学等の場合にも、返還義務は生じません。

⑤ 自営業の場合の年収見込額の算出について

⇒ 事業収入の場合、収入総額から原材料費、仕込代、店舗の家賃、地代等の必要経費を差し引いた額により算定します。

⑥ 世帯とは、住民登録上の世帯を指しますか？

⇒ 世帯は、生計を同一にする世帯を指し、健康保険証等で扶養の事実が確認できるものとします。

⑦ 申請時、収入基準超過で高等学校等就学支援金を受けていなかった生徒も対象となりますか？

⇒ 家計急変にかかる奨学のための給付金の対象となります。

⑧ 国からの個人事業主向け持続化給付金は収入額に加算しますか？

⇒ 課税対象所得のため、収入額に加算します。

⑨ 国からの特別定額給付金は収入額に加算しますか？

⇒ 非課税所得のため、収入額に加算しません。

⑩ 個人事業主や自営業の場合、どのような書類を提出すればよろしいですか？

⇒ 収入(売り上げ)が一定以上減少した場合は、売り上げを示す書類、収入が減少した者に対して国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書などがあります。また、「収入申告書」により収入の種別及び収入の状況についての申告をしていただく事も可能です。